

(公財)小野木科学技術振興財団助成対象者の申請の受理を7月1日より開始します

1. 目 的

岐阜県内において科学技術に関する発明の奨励、技術者の育成及び技術の開発を行う個人、学術、教育、試験研究機関の研究者、企業及び団体に対して助成することにより科学技術の振興と地域産業（厚生事業に係る技術を含む）の発展に寄与することを目的とする。

2. 助成の対象

イ. 発明考案助成

科学技術に関する発明考案を行った者に対する助成

ロ. 科学技術者育成助成

科学技術に関する技術者を育成する事業者に対して助成

ハ. 科学技術開発研究助成

科学技術に関する開発研究事業を行い特許実用新案の出願経費及び実用化を計る者に対する助成
科学技術に関する発明思想の普及事業を行う者に対して助成

ニ. 老人福祉、厚生事業に係る技術に関する発明考案を行う者に対する助成

本年も、特に高齢化社会に対処すべくこの分野における優秀な発明考案に対し重点的に資金の一部を助成したく考えております。

ホ. その他この法人の目的達成に必要な助成

3. 申請者の資格

岐阜県下に居住又は勤務する個人もしくは岐阜県下に所在する法人、団体、試験研究等の機関とする。
なお、特許・実用新案・意匠の出願・公開・公告・登録されている発明考案に限る。

4. 申請手続

申請は、別に定める申請用紙(一般社団法人 岐阜県発明協会HPよりダウンロード)と、特許公報、発明品の写真等のデータとともにメールにて財団事務局へ提出する。なお、メールでの提出が困難な場合は郵送にて提出する。

5. 申請の受理と締切

令和元年7月1日～8月末日

6. 選 考

審査委員会の選考によって助成該当者を審査し理事会に於いて決定する。

7. 提 出 先

公益財団法人 小野木科学技術振興財団

〒500-8828 岐阜市若宮町9丁目16番地

株式会社トーカイ内

TEL : 058-263-5111

E-Mail : shiraki_naoko@tokai-corp.com

8. そ の 他

申請される方は一般社団法人 岐阜県発明協会HPより申請書のダウンロードをお願い致します。

〒509-0109 各務原市テクノプラザ1-1

テクノプラザ内

TEL : 058-370-8851 (直)

HP : <http://www.jiiigifu.jp/>